

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は19人で、定足数に達しております。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から平成30年2月16日付、橋総第643号をもって追加議案15件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、1番 松浦君、12番 堀内君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は15人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、2番 石橋君。

〔2番（石橋英和君）登壇〕

○2番（石橋英和君）おはようございます。よろしく願いいたします。

これまでもこの席から数々の提案を行ってまいりましたが、それらはことごとくこの議場の藻くずとなって消えていきました。私自

身の見識不足ゆえの結果でありましょう。

今回こそ市民の役に立てると信じて、再度この席から、あかすの扉をノックいたします。テーマは市民の命であります。

人類は大昔から自然にへりくだって生き延びてきました。行政が自然の猛威に対してほんの少しでも過信している部分があるとしたら、それは極めて危険な思い上がりでありましょう。

今回は私たちが最も恐れている最大規模の断層直下型地震を想定して意見を述べさせていただきます。日頃、防災行政に取り組んでおられる当局の皆さまにはいささか極論過ぎて違和感を感じる点があるかもしれませんし、私にとりましては気の重い話ではありますが、どうかおつき合い願います。

本市は災害のたびごとに不備を反省し、対応計画を練り直してこられました。しかし、それらの議論は行政側の対応についてばかりで、市民個人個人に向けての心構えの喚起などについては極めて少なかつたと思われまふ。多くの命が奪われかねない巨大災害、最も行政の救助を当てにされるこの最悪の事態に、行政は果たして市民の期待に応え切れるでしょうか。恐らくそこは行政の限界をはるかに超えた惨状でありましょう。

行政が全ての市民を守り切れるほど、自然の猛威は甘くないはずであります。市民を守りたいという思いがいつしか守れるはずだという過信になってはいないでしょうか。改めて謙虚に足元を見つめ直し、行政の限界を認識しておかなければなりません。過度の行政依存がいかに危険であるかを市民に伝えておかなければなりません。最悪の事態には行政を当てにせず、自分の力で生き延びてくださ

いと言っておくべきではないでしょうか。

昨年の21号台風での問題点を、去る12月議会において集中した議論が交わされました。その中で当局の考え方に一抹の疑問を抱きましたので、何かを見逃している気がしましたので、今回質問させていただきます。

近年の日本国内の防災論議においては、行政が想定外という表現を使ってはいかんとい意見が増えております。行政が責任逃れをするときに使ういくつかの言葉がありますが、その代表格が想定外でありましょう。市がどこに想定基準を定めているのかなど知る由もない市民にとって、痛い目に遭うたびに想定外でしたと言われていたら、たまったものではありません。

今回、台風当日が総選挙の投開票日で、多くの人員をとられたことによる人手不足がかなりの支障となってしまいました。確かにこの台風だけに限定すれば、選挙さえなければもっと手厚い救助活動が可能だったと思います。よりもよって選挙の当日に台風が来てしまったこと。その台風で紀の川の水位が過去最高に達してしまっことは確かに想定外の結果だったわけですが、当局はこの台風が選挙と重なったことが悔やまれますとの答弁に終始し、その先に踏み込んだ見解が出てこなかった12月議会だと思っております。

災害救助というものはその規模が大きければ大きいほど多くの人手が必要になります。しかし、それに反比例して活動できる職員が減ることを肝に銘じておかなければなりません。自主防災会の人たちも同様にであります。被災したとき、職員だけでなくその家族も無事でなければ、その職員は出てこれません。全市民の5分の1が負傷したら、全職員の3分の1は出てこれないと覚悟しておかなければなりません。

さらに、救助活動に不可欠なインフラが破

壊されていたら、ますますそれに人手がとられ、困難を極めます。救助活動のための道路を直さなければならないし、噴き上げている水道管をとめなければなりません。さらに、長期間の不眠不休が続けば、職員の身に危険が及びます。

今回、選挙と重なったという不運なめぐり合わせを逆手にとって、そこから貴重な教訓をむしり取っておかなければ、いつの日かさらなる猛威に見舞われたとき、多くの市民の命を危険にさらすことになりはしないでしょうか。事あるときには自らの身を挺して粉骨砕身、市民救済の陣頭指揮にあたるお覚悟の市長とて、負傷した5分の1市民の中の1人でないという保証はありません。

過去の、去年の台風をはるかに上回る自然災害に見舞われることは想定しておかなければなりません。今回の最大の教訓として、そんな大規模災害時に全ての被災箇所を網羅するには、明らかに職員の数が不足することを覚悟しておかなければなりません。そして、それを普段から市民に伝えておかなければなりません。先頃、地震予知連が明確な地震予知は不可能だと発表しました。ますます地震発生後の対応が重要となります。

さて、本市には、災害時、橋本市行政が必ず救助にやってくるという市民神話があります。そうあってほしいと願う市民の願望と、そうありたいと思う行政の思いとが相まって、この神話は確実に市民の中に強く根づいています。今回、人手不足を痛感したのなら、その人手不足の問題を徹底的に議論しておかなければなりませんし、ほかにもあるかもしれない行政の限界を洗い出しておかなければなりません。必ず市が助けに来るという行政頼みが過ぎれば、市民の自分たちで何とかするんだという覚悟が鈍ります。

次に、極論過ぎるかもしれませんがと前置

きさせていただいて、例え話を一つお聞きいただきたいと思います。

強烈な直下型地震に襲われ、多くの家屋が倒壊する中、1人の独居老人が瓦れきの中からはい出して、訓練で教わったとおり、避難所へ歩き始めました。時刻は深夜、季節は冬であります。折しも降り出したみぞれに薄着の体はぐっしょりと濡れています。避難所までたどり着けば、おっつけ市の職員が来てくれて、毛布や食べ物をくれると思って待ち続けます。深夜を過ぎて気温はさらに下がり、老人はせきが出始め、発熱もあります。しかし、職員は来ません。

普段この老人は生真面目で、社会のルールを誠実に守る、いかにも善良な市民でした。この老人にはかかりつけの診療所があって、歩いて行けない距離ではありません。自分でもせきと発熱が肺炎の徴候かと心配になり、明日診療所へ行こうと決めて、寒さに耐えて夜明けを待ちました。

高齢者の肺炎は極めて危険であります。急いで体を温めなければなりません。しかし、彼はそのまま寒い夜を明かして、明るくなって診療所に向かって歩き始めます。その後、彼が目にした光景は倒壊した診療所でした。頼りにしていた先生の姿もそこにはありません。もはや頑張ろうという気持ちが失せて、立ち尽くす老人の命はかなり危険な状態になっていました。

もし、昨晚、公園のベンチをたたき割ってたき火をして体を乾かし、寒さから身を守っていたら、彼は肺炎になっていなかったかもしれない。でも、生真面目な彼にはそれができなかった。公園のベンチを持ち出せば窃盗罪、壊せば器物破損罪、ところ構わず火を燃やすことも禁止されている現代社会であります。

もし、さきの防災訓練で、避難所に職員が

来れない場合もあります、道路の破損や多過ぎる出動要請で救急車が来れない場合もあります、非常時には、あなたの命を守るためなら、燃える物を無断で集めてくることも、それを燃やして暖をとることもとがめませんから、あなたの命を守ることにだけに専念してください、行政があなたの命を守ることに手を貸せないこともあると思っていてくださいときっぱり伝えていけば、彼は濡れた体で朝を迎えていなかったかもしれません。

よく市民から、地震に襲われたらどうしたらいいんだと尋ねられることがあります。私は、たんすを固定するなど日々の備えを怠らず地震から何とか生き延びてください、その後は行政があなたを守りますから。また、よもや行政に抜かりがないよう議会もしっかり尻をたたきますからと言ってきました。彼は笑顔を返してくれます。頼りにされているなど実感いたします。きっと職員の皆さんにもこのような経験がおありだろうと思います。

今後、私はこの言い方を改めようと思いません。市民を不安な気持ちにもさせるだろうし、怒りを買うことになるかもしれませんが、きれいごとで逃げずに、行政にも限界があることを市民の前にさらけ出しておこうと思いません。今までさんざん言ってきた自助・共助・公助の概念に、行政と市民の間には大きな認識違いがあります。

一方、職員にも限界があります。殉職など絶対に美談ではありません。行政の責任であります。行政は市民も職員も両方守らなければなりません。市民に向かって、行政にもできないことがありますと伝えた上で、それでも死んでたまるかという自覚を持ってもらいましょう。市民と腹を割って話し合い、この難問をともに乗り越えていかななくてはなりません。

誤解のないように言うておきますが、私は

決して市の重大責務である防災行政の言い逃れをしておきましようと言っているのではありません。平時の努力、例えば、国土交通省に小田井の堰の改良を強行に申し入れる、耐震補強のさらなる充実、避難指示に忠実に従ってもらうための市民啓発、職員のより効率的な活動計画等々、今回の災害を教訓に、より強力な防災行政の推進を願うものであります。

ただ、この際、この市民神話があだになることのないように、全市民に向かって、過度の行政依存はあなたにとっての弊害になりかねませんと明言しておくべきだと考えるのであります。

以上の発言に関しまして、私とてしっかり調査も研究もいたしました、全ての状況において完璧なシミュレーションができていとは思っておりません。日頃、真剣に防災行政に取り組んでおられる当局の皆さんには異論があるかもしれないことも承知しております。むしろ、石橋の言っていることは取り越し苦労で、市民に要らぬ不安を与えないでほしいという反論なら、逆にうれしいわけでありです。市民の生命・財産を守るという共通の指名を担っている行政と議会であります。行政側からの問題提起に真摯に答弁いただきますよう、お願いいたします。

あの21号台風で1人の死者も出なかったことがせめてもの不幸中の幸いだったと思います。被災地の方からも職員の中からもであります。改めて被災された方々にお見舞いを申し上げ、この地域の抜本的な原因の改善を要望し、必死に救助活動にあたっていただいた皆さんに感謝申し上げます。

質問項目に移ります。

1番、未曾有の大災害に見舞われ、救助計画、人員配置計画がほとんど実行できないような最悪の事態は本市にとって想定外ですか。

2番、大規模災害時、各部署の職員の数が減り、インフラが破壊される異常事態に、それぞれの部署の機能はどんな状況になっていると予測しますか。また、その混乱の中でどれだけの救助活動を展開できると考えますか。

これに関しまして、危機管理室、消防本部、市民病院にご答弁いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岡 弘悟君）2番石橋君の質問、災害救助の行政の限界を市民に伝えるに対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）おはようございます。

災害救助の行政の限界を市民に伝えておきましようとの質問について、危機管理室の立場でお答えいたします。

橋本市地域防災計画において、風水害では橋本市上流部における2日間の雨量が600mmを超え、紀の川が決壊して国土交通省が公表している紀の川洪水浸水想定区域図のような災害が発生した場合、地震災害では東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震、中央構造線断層帯による地震が発生した場合を橋本市で発生する可能性のある大規模災害と位置づけ、どのように備え、どのように対応するかの取り決めをしています。

その中でも特に甚大な被害が想定される中央構造線断層帯による地震では、紀の川沿いの低地で震度7、市内の広い範囲で震度6強以上の揺れが予想され、ライフラインの寸断とともに市内の約1割にあたる約3,500棟の建物が全壊、焼失し、最大で2万2,000人の避難所生活者が発生すると想定しています。

本市では、このような大規模災害が発生した場合でも市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を守るため、平成26年に橋本市

業務継続計画を策定しました。この計画では、中央構造線断層帯による地震が発生し、道路やライフラインが寸断されたと想定し、市長が被災した場合はどうするのか、市庁舎が被災した場合の代替施設はどこにするのか、停電が発生した場合はどうするのか、職員はいつまでに何人くらい参集できるのか、参集する職員が少ない中でどの業務を優先して実施するのか、また、その業務はいつまでに実施する必要があり、実施には何人の職員が必要なのか等をあらかじめ定めています。また、現在、人員不足が予測されているため、災害時に誰であっても各課室等の災害対応業務が実施できるような災害対応実務マニュアルを各課室で作成し、他市からの応援職員等の受援体制も整えています。

しかし、災害時に必要な業務について、協議を重ねれば重ねるほど、行政だけの災害対応には限界があると実感しています。有名な話ですが、阪神・淡路大震災の際、自力での脱出困難者の約8割の方が家族や近隣住民等の共助によって助け出されたと言われています。災害による被害者を少なくするためには、市民一人ひとりが地域の一員として、自分の命は自分で守るとともに、助けを必要とする近隣住民の救助を行うという意識を持っていただくことが大切であると考えています。

今後とも、各区、各地区での防災訓練等で公助の限界と自助・共助の重要性について市民に周知していきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）消防長。

〔消防長（寺垣内 守君）登壇〕

○消防長（寺垣内 守君）次に、消防本部の立場でお答えします。

1995年に発生した阪神・淡路大震災や記憶に新しい東日本大震災では、地震が起きることや、それに伴い津波が来ることもある程度想定されていましたが、ここまで大きな地震

や津波が来ることは想定外であったと言われています。

消防本部としましては、高い確率で発生が予測されている南海トラフ地震や東海・東南海・南海3連動地震、中央構造線による地震など最悪の事態は想定していますが、地震の規模や気象条件等により想定を超える可能性も十分考えられます。

大規模災害が発生し、ライフラインが破壊された場合、執務時間外での職員参集手段はそれぞれの配置場所まで徒歩としています。職員の9割が市内在住であるため、本人、家族、近隣住民の死亡や重症、家屋の倒壊等を除き、大半の職員が数時間で参集できるものと予測します。

ライフラインが破壊されている状況での救助活動については、橋梁被害や市内道路網の寸断、倒壊家屋等により、消防車両の通行に支障を来す可能性は大であり、現場到着時間の遅延は否めません。

また、上水道配管の亀裂などにより、消火栓が使用できない状況も予測されることから、市内各所で発生している火災の消火活動には困難を来すものと思われますが、自然水利や耐震性防火水槽を活用し、消防団との連携を含めた長距離送水での消化活動にも努めます。

東日本大震災以降、南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定、発生確率が引き上げられるなど、防災対策が喫緊の課題であり、また、地球規模の環境変動により、台風、竜巻、集中豪雨など気象現象の激烈の度も増していることから、大災害時の対応として、橋本市消防本部では非常災害初動マニュアルを作成しています。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施で

きるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に緊急消防援助隊が創設され、平成15年6月の消防組織法の改正に伴い法制化され、平成29年4月現在、5,658隊の緊急消防援助隊が登録されています。

橋本市消防本部としては、消化隊、救急隊、後方支援隊の3隊を登録しており、東日本大震災等の災害に緊急消防援助隊として出動の実績もあるほか、本市が被災した場合には、全国からの支援を受けるための受援体制も構築されています。

しかしながら、消防にも限界があり、受援体制が整うまでの時間が生命を左右する場合もあるため、大災害発生直後の自助・共助の重要性について、地区の住民や事業所等の訓練指導の場で啓発していきたいと考えます。

○議長（岡 弘悟君） 病院事業管理者。

〔病院事業管理者（山本勝廣君）登壇〕

○病院事業管理者（山本勝廣君） 次に、市民病院の立場でお答えいたします。

大規模災害が発生した場合は、多くの医療機関の機能が停止または低下することが想定されます。特に、和歌山県で考えられる大規模な地震では、東海・東南海・南海地震があり、これは海溝型の地震で、代表的な地震では東日本大震災が挙げられます。もう一つが中央構造線断層帯による地震があり、これは内陸型の地震で、代表的な地震では阪神・淡路大震災が挙げられます。このうち東海・東南海・南海地震は一定の周期で繰り返し発生しており、近い将来、確実に発生すると言われています。

万一、大規模な地震が発生した場合、初期の段階での対応は次のとおりとなります。

本院では、地震発生と同時に対策本部を立ち上げ、まず、病院機能を確保するため、建物の損壊状況、医師、看護師、技師などの人

材の確保状況、ガス、水道、電気等のライフラインの確保状況を確認すると同時に、入院患者や外来患者等に死傷者が出ていないかなどの確認が初動体制でとられます。

しかし、今、説明しました流れは平時を前提としており、これが夜間、休日であれば限られた人材で初動体制をとらなければならない、本院で30分以内に通勤可能な職員の割合は約6割程度となり、本人の身の安全の確保、家族の身の安全の確保、インフラの状況によっては、これが1時間、2時間となってくる可能性があります。

さらに、議員おただしの未曾有の大災害として、中央構造線断層帯による地震、直下型の地震が発生した場合はどうでしょうか。本院では、建物の基礎部分に特殊なゴムを入れて地盤と絶縁し、地震の振動が地盤から建物に伝わるのを防ぐ免震構造をとっていますが、マグニチュード8クラスの大地震が本市を襲った場合、本院にもはかり知れない被害が出ることを想定しておかなければならないでしょう。

現在、本院では年に1度、橋本市災害医療フォーラムと題し、関係医療機関、関係消防、橋本保健所、橋本市及び近隣自治体、伊都医師会、城山連合（自主防災会）、県立高等看護学院の協力を得て、災害医療訓練を実施しております。

繰り返しになりますが、大規模災害が発生した場合は多くの医療機関の機能が停止または低下することが想定されます。そのときには、あらゆる医療資源が不足すると考えられ、その中で適正に医療資源を配分する必要があります。また、救護所、診療所、災害支援病院から救急搬送される患者もいれば、直接、市民病院に駆け込んでくる患者もいます。これらの患者を、重症度、緊急度等を分類し、治療、搬送の優先順位を決め、治療にあたる

ことになります。これがいわゆるトリアージと言われるものです。もちろん、そこには災害発生前から入院している患者もおり、地震が原因で病状が急変する可能性がないとは言いきれません。

また、本院は和歌山県内において災害医療拠点病院として位置づけられているため、災害発生時には重症度の高い患者の搬送が想定されます。搬送されてきた重症患者が本院だけで十分な対応ができない場合は広域医療搬送となり、まさに時間との勝負になります。災害の発生時刻や被災状況により誤差はありますが、和歌山県では災害発生時から6時間でSCU（広域搬送拠点）が開設され、そこからDMAT（災害医療派遣チーム）の受け入れ、活動支援、地域医療搬送の開始、そして、12時間後、広域医療搬送が開始されるタイムラインが目標行動とされています。

このように、国・県、そして医療関係機関と連携を図っていくために、情報共有ツールとして広域災害救急医療情報システム（EMIS）が導入され、被災状況を関係機関と情報共有することで、患者の受け入れ、治療をするだけでなく、応援要請に使われることとなります。

昨年、平成29年7月には、自衛隊や県内外のDMAT、災害拠点病院等、約1,000人規模の大規模地震時医療活動訓練が和歌山県において実施され、本院も参加いたしております。

確かに、未曾有の大災害に見舞われた場合、計画していた、訓練していたものが十分な機能を果たさない可能性はあります。しかし、たとえそうであっても、我々病院職員一人ひとりは、そのとき持てる力を十二分に発揮し、人命救助にあたることを使命であると考えております。もちろん、本院だけで解決できるものではなく、国・県からの応援、市・消防等との連携、そして、市民一人ひとりの行動

が1人でも多く人命を救うことにつながると考えております。

今後も引き続き関係機関との連携を強固なものとしていきたいと考えていますので、ご支援のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君、再質問ありますか。

2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）それぞれご答弁をいただきました。私が認識していた以上に、大災害時の混乱の中でも有効な活動計画が用意されていることをうれしく思います。さりとて、それぞれの部署においていかんともしがたい限界があることもお示しいただきました。

私は決して限界があることに不服を言いたいわけではありません。この難題を市民と一緒に克服していきましょうと申し上げているのであります。再質問の答弁にあたりましては、市民に伝えておくべきことを重点にご答弁願えればと思います。

それでは、消防本部、市民病院の順で進めさせていただき、最後、危機管理室にかわって市長にご答弁いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、消防本部から再質問させていただきます。

20世紀、21世紀、世はまさに車社会であります。特に今世紀に入ってから車の進歩には目をみはります。人が車を運転しなくなる時代の到来であります。そんな中、緊急車両の性能も格段に向上して頼もしい限りであります。

一方、その車を走らせるための道路は20世紀の頃と比べてさほどの進歩を遂げておりません。むしろ、橋梁などは老朽化が激しく、地震の強い揺れに耐えられるかが問題であります。断層直下型の強い地震に襲われ、市内の道路網が破壊され、また、道路沿いの建物が倒壊して道路をふさいでしまった場合、そ

の全てが車両を駆使しての救助計画に大きな誤算が生じるのではと考えます。

また、水道管が破裂して断水してしまったら、消防車が現場に到着しても、消火栓から水は出ません。それよりも、いつときに30件も50件もの出動要請に対応することは到底不可能でありましょう。平時のように救急車が5分で現着することも、署員の迅速なレスキューも、市民の期待に応えられない事態を想定しておかなければなりません。

そのために、市民に非常時の心構えをしっかりと持ってもらうことが必要だと考えます。漫然と緊急車両の到着を待つのではなく、自身の安全を最優先に適切に対処してください、当てにされても普段のようにはできませんからと、消防の限界をわかってもらって初めて、自分たちがしっかりしなければという気になってくれるのだらうと思います。

再質問1、再度、平時のような迅速かつ完璧な対応が困難と予測されている点をお示しください。

再質問2、市民に向けて、自ら災害に立ち向かう強い気持ちを持ってくださいと言っておくべきではないでしょうか。

お願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）消防長。

○消防長（寺垣内 守君）議員おただしの、平時のような迅速かつ完璧な対応が困難と予測される点について、お答えします。

先ほど議員の再質問の中にもありましたように、いつときに30件も50件ものというような出動の要請が来るのは予測しております。発災直後から多数の119番通報、これによる指令センターの混乱が生じると考えます。また、広域に多数の火災及び救助救急事案が発生していくであろうと思っております。それによりまして、多数の通報内容から出動場所の選定を、トリアージ、災害の様態によって定め

ていかなければなりません。

また、出動要請が多数かかっても、人員、機材の不足が生じます。そして、ライフライン崩壊による現場到着の遅延、また、路上駐車とかそういう車による活動障害が生じる可能性があります。水道管の破裂については先ほど述べさせていただきました。また、職員の参集時間が、徒歩によって参集しますので、かなり時間を要するかなと考えております。そして、長時間活動するにあたりまして、肉体的な疲労、精神的な負担が消防署、分団員とも大きくなってくる可能性があります。まだまだたくさんあると思いますけども、だいたい困難と予測しているのがまず挙げられます。

第二点目です。市民に向けて、自ら災害に立ち向かい、強い気持ちを持ってくださいと言っておくべきではないでしょうかという点について、お答えします。

南海トラフ地震が30年以内に起こる確率が10%近く引き上げ、70から80%と政府のほうで発表しました。それに伴い消防では、住民、事業所等への自助・共助の重要性を訴えるため、現在、訓練指導を積極的に実施しています。訓練内容については、初期消火訓練、応急手当、住民が行える救助や搬送訓練など、大規模災害への備えや心構えです。この訓練について、今後もより一層、啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）はい、どうも。

熱心に訓練も研究もさせていただいております。ただ、私の希望としては、この難問を市民と一緒にになって、もうちょっと市民に呼びかけて、もうちょっとじゃない、もっと市民に呼びかけて、一緒にこの大災害を乗り越えようという方向性を強めていっていた

だきたいなということであります。よろしく
お願いいたします。

それでは、次に、市民病院に再質問させて
いただきたいと思います。

さきの阪神・淡路大震災での話であります。
次から次へと患者が運び込まれてくる中、ま
だ蘇生する可能性があると思っていて若い医師が
懸命に治療にあたっているのを見て、院長が
治療を打ち切れと怒鳴っている映像が公開さ
れています。助かる見込みのあまりない患者
から手を引け、見込みのある患者に集中しろ。
院長はトリアージのマニュアルどおりに判断
したわけですが、まだ蘇生する可能性がゼロ
でない患者から手を引くのは、この医師には
抵抗があったようであります。限界を超えて
大量の患者を抱え込んだ病院での一こまでし
た。普段の常識が通用しない異常事態であり
ます。

見込みのある患者は絶対死なせないんだと
懸命に治療にあたった医師たちですが、多過
ぎる患者を前に、果たして彼らはそれをなし
得たのでしょうか。救急隊は任務として患者
を搬入してきます。患者の家族も病院の状況
などお構いなしに次から次へと担ぎ込んでく
るでしょう。無理のない受け入れ患者数の調
整が必要であります。市民にも、病院が普通
のような対応ができないことを明確に示して
おかなければなりません。例えば、骨折ぐら
いで病院へ押しかけて痛い痛いと言ったって
も、むだに病院内を混乱させるだけで治療
の順番など回ってきませんと伝えておくべき
ではないでしょうか。

再質問1、普段、内臓破裂のような緊急手
術を行う場合、何人のスタッフで何時間ぐら
いかけて行いますか。また、市民病院は設備、
スタッフ、総力を挙げて、1日何人の緊急患
者を手術できますか。

再質問2、処置し切れない数の重篤な患者

を抱え込んだ場合、どのように対処しますか。
救急隊の限界を超えての搬入について、行政
側と協議しておくべきではないでしょうか。

再質問3、大災害時の病院の限界等、あら
かじめ市民に伝えておくべきことがあれば、
お示してください。

お願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（山本勝廣君）まず1点目、
内臓破裂に伴う緊急手術についてお答えしま
す。

内臓破裂と申し上げても非常にいろんなケ
ースがありまして、臓器もいろいろあります
ので一概にはちょっと申し上げにくいところ
ではありますが、基本的には全身麻酔となり
ます。そうしますと、スタッフでございませ
んが、最低、医師は2名、看護師は2名、でき
れば臨床工学技士も1名というような5人体
制が適当かなというふうに考えます。

そして、何時間ぐらいをかけてというのは、
これもまた臓器による、内臓破裂の程度によ
りますのでお答えしにくいところですが、簡
単なものであれば二、三時間、あるいは肝臓
などのところでは非常に長くかかりますので、
8時間とかそれを超える場合もあるかと思
います。

設備、スタッフ総力を挙げて1日何人の緊
急手術ができますかということですが、手術
室は5室ございます。ただ、1室につ
いて午前1名、午後1名というような形で
手術をしたとして、それを単純に計算すれば、
これは10人ぐらいということになるんです
が、とてもスタッフの問題がございませ
んので、せいぜい数名ぐらいかなという
ふうに思います。もちろん、心臓破裂とか
そういうことになれば、これはもう広域
搬送も考えないといけないと思
います。

次に、質問2について、処置し切れない数

の重篤な患者を抱え込んだ場合、どのように対処しますかということですが、これは先ほども少し申し上げましたが、まずは玄関トリアージで重症度や緊急度というのを判断いたします。そして、治療、搬送の優先順位を決めて治療にあたるわけですが、当院での治療が困難なというような場合は、県の災害対策本部と連絡、例えば衛星電話を通じて、先ほどのEMISとかそういうようなものを使いまして、そして、協議いたしまして搬送の要請を行います。広域搬送として対処すると。実際、訓練では八尾空港とかいうようなところを想定して訓練をしたこともございます。

次に、行政側と、救急隊の限界を超えて搬入された場合、前もって協議しておくべきではないでしょうかという点でございますが、橋本医療圏では、災害発生時には橋本保健所を中心に橋本圏域地域災害対策会議というのが立ち上げられることになっております。平時より、橋本保健所、圏域の行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防本部、警察、医療機関等が集まって、災害時における各機関の役割や連携について協議いたしております。当院からは災害医療コーディネーターである外科部長が出席して、また、事務職員も出席して、協議をいたしております。

3点目の質問でございますが、大災害時の病院の限界等、あらかじめ市民に伝えておくべきことがあればということですが、市民の方々には平時の備えや努力というのをさせていただきたいと思いますが、ともに日頃から災害に備え訓練を行っておきましょうということですが、被災の状況によっては市民病院だけでは限界があると。しかし、だからといって目の前の患者を見捨てるようなことはいたしません。市民病院だけが災害医療を担っているというのではないので、地域の

医師会、歯科医師会、薬剤師会、行政、消防、そして、全国の医療機関の支援をいただいて、救援活動ができるように努力いたしたいと思っております。

これは昨年(2019年)の第12回橋本市災害医療フォーラムという冊子でございますが、去年のテーマは最大多数の被災者に最善の医療を尽くすということをテーマに、Do the most, for the most. ということとで災害訓練を行いました。このように、地域の連携、そして、全国の医療機関の支援をいただいて、最大多数の被災者に最善の医療を尽くすということを実践を行っていきたく思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君) 2番 石橋君。

○2番(石橋英和君) ありがとうございます。

平時にもうちょっと整理できていたら、患者を抱え込み過ぎたがために救える命を救えなかったなという後悔を避ける意味において、搬入される患者さんの数の調整というのは事前にやっておいていただけたらなと思います。

それでは、最後、市長にお願いしたいと思っております。

1人でも多くの市民の命を救うという究極の目標に近づくためなら何でもやりましょう。行政に限界があるのなら謙虚にそれをさらけ出して、足りないところを市民に補ってもらいましょう。足りていないのに足りていますと言うのは絶対にやってはいけません。

先ほど来、各部署の綿密に練り上げられた救助計画をお示しいただきました。これらに勝る計画はもう無理でありましょう。しかし、そんな綿密な計画からもこぼれ落ちてしまういくつもの命を救う策として、まだ伸びしろが残っているとしたら、それは市民一人ひとりの自覚でありましょう。もうここにしか残っていない最後の伸びしろに向かって訴えか

けなければなりません。行政をあてにせず自分で生き延びてください、橋本市から声を大にしてお願ひしておきますと、きっぱりとっておくことが今やるべきことだと思います。

市長はこれまでこの議場でも何回か、災害時、果たして何人の職員が出てこれるのが問題ですと発言されております。恐らく、巨大災害に至らなくても、もっと手前の段階で人手不足による混乱はやってくると思います。人類は大昔から自然にへりくだって生き延びてきました。自然を相手に行政の力を過信してはいけません。自然の猛威を前に、行政はいかに微力であります。その微力さを知った先に見えてくるのが行政の知恵でありましょう。

将来、間違いなくやってくる大災害の規模が少しでも小さいことを祈ります。そのときの行政の対応がより有効に機能することを祈ります。あわせて橋本市民一人ひとりが立派に生き延びてくれることを期待いたします。

最後に、市長、お願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）市長。

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えします。

この問題につきましては、台風時と大規模地震というふうに分けて考えていかなあかのかなというふうには思います。特に、大きな台風が来るときの、今すぐにやりたいことというのは、まず、危機管理室の人員をいかに増強していくかということで、今考えているのは、警戒体制をとるときに併任発令を今しようと思っています。職員を危機管理室の中に15人から20人体制ぐらいでできるようにして、危機管理室の人間には情報収集と次の対策への一步を打っていくようなことに専念をさせていきたい。いろんな電話がかかってくるので、そういうところの情報という部分の整理を、まだ誰を持ってくるか考えてい

ますけども、組織をより強化するという意味で、一部の職員に併任発令をして、警戒態勢をとったときには危機管理室へ集まれというふうな体制を考えています。

なかなか、台風でも、今回のような台風21号の雨量でも、2日間で320mm降ったということは、一番大きかった学文路、南馬場地域においても、もう大谷川の限界を超えたという部分もありますので、いかに避難していただくかというのが人命を守るための一番大切なことかなというふうに思っておりまして、そこについては、これから自主防災会や区自治会とも十分協議をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

私は今、市政懇談会を各地域で開かせていただいておりますけども、その話については、市でも限界はありますよという話はもう以前からずっと言っています。あとはいかに逃げてもらおうかという、人命を守るためにはいかに避難をしていただくかということのをこれからより一層、そして、その対策をいかにとっていくかということだと思っています。

大地震につきましては、あまり私は職員の参集とか、今、マニュアルができていますけども、マニュアルの中にこだわっていると、恐らく対応ができないのかなというふうに思って、実際に起こったとき、どのように対応ができるのかということのを臨機応変に考えていく必要があるのかなというふうに思っております。決めつけると、先ほど石橋議員に言われたように、もれる人たちもいます。そういう中で、今できることを最優先で何をしていくのかということのを、役所の中では、職員の中では考えていくということだと思います。

今、地域に出向いて言っているのは、大きな地震が起きたとき、よく言うのは、私も築100年の家で住んでいるので、恐らく生きてい

ないかもわからない。そのときに市の体制をどういうふうにしていくのか。じゃ、何人出てこれるのか。でも、少数では動かない。その中で参集してくる職員にあわせてつくっていくということも必要かなというふうに思います。ですから、あまりマニュアルにこだわらずに、今、何がこの時点で必要かという判断をいかにしていくかが大事だと思います。

やはり、共助という部分で、区・自治会においてはまず自主防災会を動かしていただいて、まず自分たちの共助という部分でしっかりと助け合いをしてほしいということは、今、行政懇談会の中でもお話をさせてもらっていますし、もう一つ、拠点避難所というところへ行くことができない地域というのは必ず出てきます。先日、河南のほうのところへ行ったとき、拠点避難所は恋野なんやけど、そこまで私ら歩いてよう行かんよという事態も、これは十分想定できますので、例えば、区の中でここへ逃げてください、ここへ逃げますというふうな場所を事前に想定して決めておいていただいたら、そこへの対応を行政はしていければというふうに思っております、逆に拠点避難場所というところに大規模災害のときにあまりこだわる必要がないのかなと。台風のときも一緒ですけども、区の集会所が無事であればそこへ行ってもらえばいいと思いますし、なかなか距離のあるところへは行けない。この台風21号でも学文路公民館を最終的にあけることになりましたけども、そういう臨機応変な対応というのも今後必要になってくると思います。

大規模地震のときは本当に、今何ができるかということを考えながら、市民の皆さんには自分の命はまず自分で守ってくださいねと、そして、お互い協力してくださいねというふうなことをお願いするしかないかなと。それが何日かかるかわかりませんが、ある程

度の対応が出てくれば、全国の21市町村とも災害協定を結んで、橋本が災害をうけたら泉大津市が幹事となって私たちを助けていただく。そして、民間の会社とも災害協定を結んでおりますので、そこまで皆さんが、自衛隊もそうですけども、来ていただけるまで自分たちの命は地域の中で守っていただくというふうなことをこれから進めていく必要があるのかなというふうに思っております、やはり、マニュアルにこだわることなく、今できるところから行政は避難体制をつくっていくということが重要かなというふうに思っています。

行政は決して過信はしませんし、自分たちのできないことってたくさんあるというのを十分この台風21号で理解もしていますし、これ大変やなという思いもこの中でわかりましたので、そのつど見直していく。そして、災害訓練のあり方についても、今のあの訓練では危機感もなければ、実際タイムスケジュールどおり動いているだけなので、今、危機管理のほうで現実に見合った訓練をもう少し考えていただいていますので、その中でまた新しい訓練の仕方というのも提案をしていくというふうにしていきたいと思っておりますので、私たちは決して過信もしていませんし、これから市民の皆さんに協力していただきながら、自分たちの生命・財産を守っていただくというふうな取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いをしたいと思いますし、市議会の皆さんにおかれましても、できるだけ災害時、市役所に参集をしていただいて、お持ちの情報を危機管理室のほうへ情報をいただくということも大事なかなというふうに思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君。

○2番（石橋英和君）どうもありがとうございます。

います。

大変な問題ですので、そう一朝一夕には解決はしないと思いますが、きょうの質問を通じまして一番申し上げたかったことは、平時の今、市民に伝えておくことが、いざというときに役に立つんだろうと考えますので、どうも行政が思っているほど市民には伝わっていないんじゃないかなというところを危惧いたしますので、この発言をさせていただきます

した。そののところ、今後またよろしく願いたいと思います。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（岡 弘悟君）2番 石橋君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）